

防災マニュアル



重心児デイサービス HappyFace

はじめに

このマニュアルは全ての職員が災害等のあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応又は予防するために必要な事項を定めて、通所児童・保護者・職員の生命及び健康を守ることを目的とする。

第 1 に、人命の保護を最優先する。

第 2 に、資産を保護し、業務の早期復旧を図る。

第 3 に、余力がある場合には近隣事業所への協力に当たる。

危機の定義と摘要

当事業所における危機とは、火災、風水害、地震、その他天災において、通所児童及び職員に対して安全を脅かす事象を対象とする。その範囲は、全ての職員に対して、施設及び敷地の内外、管理の有無及び時間帯を問わず、危機的状況が発生した場合は全ての通所児童を保護者に安全確実に引き渡すまで、このマニュアルを最大限に優先し適用する。

・想定する災害

【地震】【火災】【風水害】【土砂災害】

I. 災害時における指揮権

災害発生時において的確な命令を支持する指揮権者の存在は絶対的に必要なことであり、指揮権者が不在の場合の次席者又は代行者を日常から選任しておく必要がある。選任された者はこのマニュアルの対応を基準に、児童・職員の生命の保全を最大の目的として指揮しなければならない。

(1) 基本的指揮権

基本的指揮権とは、日常の業務において命令・指示権を持つ者で、順位としては次の通りとする。

- ① 管理権限者
- ② 児童発達管理責任者
- ③ 防火管理者
- ④ 社員

指揮権者は生命の安全を最大の目的とし、的確な指示を職員に伝えること。

(2) 事業所内において危機的状況が発生した指揮権順位

通常の療育中に危機的状況が発生した場合においても基本的指揮権に基づき指揮命令を受けること。指揮権者が不在又は、指揮を司ることが出来ない場合は次位者が指揮権者となること。

- ① 管理権限者
- ② 児童発達管理責任者
- ③ 防火管理者

④ 社員

※ 複数の職務者がいる場合は職務経験の長い順に指揮権者とする。

(3) お散歩等の事業所外療育における指揮権順位

i. 遠足など ① 管理者 ② 児童発達管理責任者 ③ 社員

ii. 散歩など ① 引率の児童指導員

II. 避難場所一覧

(1) 第一指定避難所：【飯村校区市民館 64-9892】

(2) 第二指定避難所：【飯村小学校 63-3165】

【東部中学校 63-1355】

(3) 福祉避難所： 【つつじが丘地域福祉センター 64-4510】

【大岩老人福祉センター 41-3740】

(4) 応急救護所： 【岩西小学校 61-2557】

III. 危機における対応と予防

(1) 火災時における予防と対応

消防防災計画規定第 22 条及び児童福祉施設最低基準第 6 条に、『避難及び消火に対する訓練は、少なく

とも毎月 1 回は、これを行わなければならない。』と規定されている。事業所で行う避難訓練は、様々な災害時に子ども生命を守るための具体的な方法を職員一人一人が身につけるためのものである。そのためには、いつ災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。また、併設施設や近隣住民および地域の自主防災組織の行う訓練との合同で避難訓練を実施するなど、地域と密接な協力・連携ができる関係を築いておくことも必要である。

① 事前の環境整備

i. 避難訓練実施計画

①部分訓練の実施（原則として毎月。ただし 3 月、9 月は除く）

『重心児デイサービス Happy Face 消防計画（以下消防計画）』における自衛消防隊編成表、および『重心児デイサービス Happy Face 地震防災規定（以下地震防災規定）』における地震防災隊編成表で定められた任務を各々が適切に遂行できるよう訓練することを目的とし、原則として毎月部分訓練を実施する（ただし総合訓練（後述）を実施する 3 月、9 月を除く）。部分訓練で実施する訓練は主に下記の通りである。

- ・消火訓練の実施（初期消火・消火器・消火栓の取扱いなど。初期消火班を中心に実施）
- ・通報訓練の実施（消防署・併設施設・近隣住民。通報連絡班を中心に実施）
- ・避難通路・経路の確認（避難誘導班を中心に実施）
- ・火災発生時における各職員の役割分担確認

②総合訓練の実施（原則として 3 月、9 月）

部分訓練で主に実施する訓練を同時に行う総合訓練を、年 2 回実施する。

ii. 保護者への事前連絡

- ・保護者へは、事前に緊急時における事業所の対応及び避難先を周知する。
- ・保護者からは毎年 4 月に携帯等の緊急時連絡先を聴取するとともに、緊急連絡先一覧の確認と訂正を行い、事業所において非常持ち出しができるよう整理集約をする。

iii. 施設設備の点検等

- ・出火元となりやすい電化製品・ガス器具・コンセント・配線、配電盤等の正しい使用方法の習得及び正常に作動しているか点検する。特に'
- ・万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- ・避難経路に障害物等がないことを常に確認する。
- ・防火責任者を明示し、責任をもって日常の点検と整備をきちんとし、半年に一回業者による点検をうける。
- ・職員は、日常の療育環境を整備しておくとともに、日頃の療育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握する。
- ・緊急時連絡用の掲示をする。

② 火災発生時の手順

i. 発生時の基本的な流れ

火災発見→ 報告→ 通報連絡→ 避難誘導→ 初期消火

ii. 療育中に火災が発生した場合

- ・火災の発生を発見したら（第一発見者）、大きな声で周りの職員に知らせる。

（発見者が通報者・初期消火者を指名する）

- ・知らせを受けた職員は、速やかに管理者及び他の職員に火災の発生を知らせる。

- ・第一発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火に努める。

- ・各職員は、管理者又は代理の指示に従い無駄なく的確な行動をする。

- ・消防署への通報をする。

- ・児童の避難誘導をする。（支援表にて児童の人数の把握及び責任者への報告）

- ・地域住民・関係機関への連絡をする。

- ・落ち着いて行動することを心がけ、児童に動揺を与えないように努める。

- ・出火元・火のまわり具合・煙・風向き等を考え、より安全な方向場所に避難する。

- ・安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡をし、児童の引き渡しをする。

（保護者連絡先の入力された携帯電話、保護者の緊急連絡網及び園児居住地一覧を持って避難する。）

- ・火災により翌日以降営業を行うことが困難な場合は、管理者より行政に連絡し今後の対応について相談する。

(2) 台風など風水害における対応と予防

① 事前の環境整備

i. 保護者への事前連絡

- ・保護者へは、事前に緊急時における事業所の対応及び避難先を周知する。
- ・保護者からは毎年4月に携帯等の緊急時連絡先を聴取するとともに、緊急連絡先一覧の確認と訂正を行い、整理集約をする。

ii. 施設設備の点検等

- ・風で飛ばされるような植木や玩具・その他飛ばされやすいものなど確認しておく。
- ・漏水がないか確認しておく。
- ・職員は、日常の療育環境を整備しておくとともに、日頃の療育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握する。

② 風水害及び台風

i. 事業所で療育中に風水害及び台風が発生した場合

- ・強風や大雨の際は、療育室で児童たちが落ち着けるように配慮する。
- ・風で飛ばされるような植木や玩具・その他飛ばされやすいものを点検し、撤去する。
- ・漏水等を発見したら速やかに管理人へ報告する。

- ・窓からできるだけ離れた場所で寝るよう配慮する。
- ・停電の可能性も視野に入れ懐中電灯や予備バッテリーを確認し点検をする。

ii. 療育開始前に風水害及び台風が発生した場合

- ・出勤前の職員はラジオ・テレビ等で情報を把握して早めの出勤を心がけるよう配慮する
- ・交通機関を利用する職員で、災害等で交通機関が不通になった場合はできるだけ事業所に連絡を入れてから一旦、自宅へ戻り、災害の状況を把握して安全な状況になってから出勤すること。
- ・児童の受け入れは、基本的に施設に異常がなければ、通常の療育を行うが、送迎に協力してもらうよう保護者に声をかける。

iii. 風水害等により施設に被害が出た場合

- ・風水害等により施設に被害が出た場合、児童の安全を最優先に被害のない箇所にて療育を行い、できるだけ早めに送迎を行う。
- ・翌日以降の業務について管理人は、速やかに決断して保護者と職員に周知できるよう掲示及び連絡すること。

iv. 残留児童の保護

保護者が営業時間内に児童を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまで事業所で児童

を保護する。

③ 暴風警報が発表された場合

i. 利用前に発表された場合

(ア) 東三河南部において、正午 12 時までに警報が解除されない場合は、児童発達支援、放課後デイサービスとともに事業所は休所する。

(イ) 正午 12 時までに警報が解除された場合、児童発達支援は解除後 1 時間を目途に営業を行う、学校が休校の場合はお休みとなる。放課後デイサービスは学校が休校でも解除後 1 時間を目途に営業を行う。休校の時点で保護者に欠席の連絡をもらい、送迎は基本的に保護者をお願いする。

ii. 利用中に発表された場合

児童発達支援、放課後デイサービスともに、すみやかに営業を中断して事業所送迎で児童の送迎を行う。

1 日利用の場合は、緊急連絡先に連絡をしてからの事業所送迎で送迎を行う。その際、ご自宅ではなく、職場や待ち合わせ場所でも構わない。

警報が発表される前でも暴風の状況により、保護者に連絡を行う。

④ 落雷

落雷は、発生する前に雷雲が発生し、天候のくずれから予測することができるので、事業所内にいる場合は建物へ速やかに避難することが可能であるが、事業所外療育等の時に落雷を予測した場合は、以下のことを頭に入れて避

難するのが望ましい。

事業所で療育中に落雷が発生した場合

- ・落雷時前後は雨が降ることが予想されるが、雷（電流）は、物体の中を流れるとき、表面の方を多く流れ、中心部を流れる電流は少なくなるという表皮効果があり、このために雨宿り等で軒先や柱にいることは大変危険であるので待避場所は慎重に選択しなければならない。
- ・周囲の木より高い木の幹に寄りそい、雨宿りすることも前項の理由による避けること。

⑤ 大雨・洪水・その他の警報が発表された場合

児童発達支援は、東三河南部において、大雨警報、洪水警報が出た場合、学校が休校となり、就学児が朝からの利用となるためお休みとなる。

学校が休校になった場合は 10 時～16 時で営業する。休校の時点で保護者に欠席の連絡をもらい、送迎は基本的に保護者にお願いする。

⑥ 特別警報が発表された場合

i. 利用前に発表された場合

児童発達支援、放課後デイサービスともに事業所は休所する。

ii. 利用中に発表された場合

児童発達支援、放課後デイサービスともに、安全を確保し、保護者にお迎えをお願いし、事業所内で待機する。

(3) 地震発生時における予防と対応

① 事前の環境整備

消防防災計画規定第 22 条に基づき、事業所で行う震災避難訓練は、大規模地震時において、子どもの生命を守るための具体的な方法を職員一人一人及び児童が身につけるためのものである。そのためには、いつ地震災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。

i. 避難訓練実施計画

- ・緊急避難訓練を実施する。（児童と職員が地震時の一時待避場所への移動など）
- ・安全確認訓練を実施する。（職員が児童の人数・安全確認をする）
- ・避難通路・経路の確認をする。
- ・災害非常持ち出し袋の中の備品や毛布の使用方法を習得する。
- ・地震発生時における各職員の役割分担を確認する。

ii. 保護者への事前連絡

- ・保護者へは、事前に緊急時における事業所の対応及び避難先を周知する。

- ・保護者からは毎年4月に携帯等の緊急時連絡先を聴取するとともに、緊急連絡先一覧の確認と訂正を行い、事業所において非常持ち出しができるよう整理集約をする。

iii. 施設設備の点検等

- ・地震時に、転倒しやすい家具・電化製品・備品などの転倒防止がなされているか点検する。
- ・地震後に、万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- ・避難経路に障害物等がないことを常に確認する。
- ・防火責任者を明示し、責任もって日常の点検と整備をきちんとする。
- ・職員は、日常の療育環境を整備しておくとともに、日頃の療育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握する。
- ・緊急時連絡用の掲示をする。

② 大地震発生時の対応

i. 事業所内で地震がおきた場合

- ・避難誘導・救護係は、児童が安心できるようなことばをかけ、具体的に姿勢を低くして落下物から身を守るよう指示して、緊急避難させる。
- ・避難誘導・救護係は、棚・電球・窓ガラス、その他倒れやすいものなどから児童を遠ざけ、落下物から身を守る対応をする。（毛布・布団等を利用）児童及び職員は身を隠し、揺れが収まるまで様子を見る。

- ・職員はできるだけ、速やかに戸やサッシ等を開けて避難口を確保する。
- ・出来る限り車椅子で避難するが、できない場合は職員がおぶったり抱いたりして安全な場所に避難させる。
- ・揺れが収まったら、一時向かいのセブンイレブン駐車場へ避難し、全児童と職員の安全と人数の確認を行い、初動消火係と情報伝達・指示係で施設の点検をし、管理者又は代理へ報告する。
- ・避難誘導・救護係は指示があるまで駐車場で座って待機する。事業所内には安全が確認できるまでは立ち入らない。
- ・初動消火班は、速やかに火の元を閉じ、揺れが収まってからガスや配電盤を点検し、安全を確認する。もし、事業所内及び近隣において火災が発生した場合は消火活動を行う。

ii. 事業所外で地震がおきた場合（散歩など 1 時間以内の軽い外出）

- ・揺れを感じたらただちに児童を集めて、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、安全な場所に集め、児童が安心できるようなことばをかけ、揺れの収まりを待ち、その後速やかに職員は児童の安全確認を行う。
- ・地面の亀裂・陥没・隆起・頭上の落下物に注意する。
- ・ブロック塀・自動販売機・屋根瓦・ガラスその他落下及び転倒物に注意する。
- ・切れた電線には絶対触らないよう児童に注意する。
- ・携帯電話で事業所に連絡を入れ、必要な場合は事業所に応援を要請する。職員は児童とともに近隣の安全な場所で一時待機する。
- ・全員が無事で自力で戻れるようなら安全を確認しながら、慎重に事業所に戻る。

iii. 事業所外（遠足など）

《事前調査》実地踏査の際、目的地の状況を把握する。地震が発生した場合の安全な場所の確認をしておく。

《事業所外療育中》児童の安全第一に対応し、落ち着いて行動する。事業所外療育は中止し、児童の安全を確保してから携帯電話にて事業所に連絡を入れる。災害の状況により応援を求めるなどをして事業所に帰る。連絡が取れない場合は、現場の指揮権者の判断で行動する。

《目的地までの途中》送迎車に乗っている場合は、運転手・添乗員の指示に従う。徒歩で車椅子・バギーを押している場合は、近くの安全と思われる場所に避難する。ビルの窓ガラスの破片等落下物に注意する。特に切れた電線、又は水たまり・ガードレール等を通して感電することがあるので充分注意する。

iv. 送迎中に地震がおきた場合

- ・基本的には屋外療育の場合を参考とする。
- ・運転手は送迎道中、安全に車を停車できる場所があるか、把握・確認をしておく。
- ・運転中は速やかに停車し、安全な場所に移動してから、事業所と連絡をとり指示をうける。
- ・保護者と通所してきたときは、居合わせた保護者に協力を求め、退避行動を指示する。
- ・管理人は、災害の状況により、その後の業務が維持できるかどうかの判断をし、張り紙にて入口付近に掲示する。
- ・事業所近くに居住又は所在の職員は、自己の安全を優先しつつ、速やかに応援に来ることとする。

v. 児童の引き渡し

- ・児童の引き渡しは、管理者又は代理の指示によって行う。役職者がいない場合は、職務経験の長い者が行う。

- ・児童の引き渡しは、事業所又は駐車場にて職員が行う。

- ・可能なかぎり、児童は保護者に引き渡す。代理人への引き渡しの場合は、職員と管理者又は代理のものと複数の職員による立ち会いの元に、その代理人の本人確認と署名をもらい、引き渡すこととする。但し、状況によっては拒否することも視野に入れる。

vi. 残留児童の保護

保護者が営業時間内に児童を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまで事業所において原則 24 時間は児童を保護する。その後は行政の設置した救援所へ移動する。

- ・夜間や建物の倒壊や火災などのおそれがある時は、第一指定避難所へ避難し、そこで保護する。その場合、管理者又は代理は避難先等の行き先がわかるように、玄関や正門付近に立て札や掲示板等で掲示し、保護者に伝達できるよう可能な手段を講じる。

- ・児童を保護するために必要な食料等は、行政の防災体制が機能するまでの間は、事業所の備蓄食料品で、できる限り対応する。

- ・職員は、残留する児童の数、その他必要な事項を記録し、管理者に報告する。

- ・事業所で震災後 24 時間が経過し、かつ親の安否が確認できない場合や、近隣県の親族が引き取りに來られない場合は、市に連絡し指示を仰ぐ。

vii. 避難

大地震が起きててもすぐに事業所を離れるのではなく、事業所や周囲が火災発生したり、そのおそれがある時や

事業所の被災が大きく危険であると判断した時に、行政の指定する震災救援所等の避難所・避難場所に避難する。

(ア) 避難所への避難

事業所より避難の際は、行政が事前に指定する避難所になっているので、状況を確認しながら避難する。日頃より経路を把握し、児童を安全に避難できるように移動する。また、避難する際は、児童の安全確保を第一とするが、緊急連絡先一覧、非常持ち出し袋(避難確保資器材)等、最低限の物を持ち出す努力をする。

(イ) 事業所を離れる際の注意

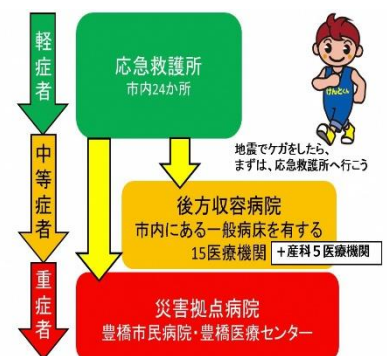
事業所を離れる場合は、迎えに来る保護者に所在を明らかにするために必ず、行き先がわかるように玄関などに掲示をする。

(ウ) 避難場所

第1次避難地 向かいのセブンイレブンの駐車場

第2次避難地 第一指定避難所：飯村校区市民館

第3次避難地 第二指定避難所：飯村小学校又は東部中学校



viii. 児童又は職員が負傷した場合

- ・応急処置は、日頃より事業所に備えてある救急薬品で基本看護師が手当てする。
- ・軽症者、中等症者、重傷者関わらず、応急救護所に向かう。
- ・中程度以上の負傷者は近隣の病院又は、後方収容病院に搬送。
- ・さらに救命・救急措置が必要な重傷者・重篤者は、行政が指定する災害拠点病院に搬送。

(4) 警戒宣言が出された場合の対応

- ・警戒宣言が出された場合の児童の引き渡し

警戒宣言が行政または、報道等により発令された場合、時間を問わず、児童は速やかに保護者等へ引き渡すこととする。

《連絡方法》各家庭に管理者、児童発達管理責任者が事業所より緊急連絡表を使い連絡し、速やかに迎えを要請する。その際に誰が迎えに来るのか必ず確認する。

《引き渡し方法》児童の引き渡しは、管理者又は代理の指示によって行う。引き渡しは、原則として職員が行う。可能なかぎり、児童は保護者に引き渡す。代理人の場合は、職員と管理者立ち会いの元に、その代理人の本人確認と署名をしてもらい、引き渡すこととする。

附則

令和 4 年 6 月 1 日より施行する。